

修正案			現行		
資料-2 白井市防災会議の構成			資料-2 白井市防災会議の構成		
区分	機関名	役職	区分	機関名	役職
会長	白井市	市長	会長	白井市	市長
第1号委員	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	所長	第1号委員	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	所長
	銚子地方気象台	台長		銚子地方気象台	台長
第2号委員	海上自衛隊下総教育航空群	下総教育航空群司令	第2号委員	海上自衛隊下総教育航空群	下総教育航空群司令
	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第1中隊	中隊長		陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第1中隊	中隊長
第3号委員	千葉県印旛地域振興事務所	所長	第3号委員	千葉県印旛地域振興事務所	所長
	千葉県印旛土木事務所	所長		千葉県印旛土木事務所	所長
	千葉県印旛保健所(印旛健康福祉センター)	所長		千葉県印旛健康福祉センター	センター長
	千葉県印旛農業事務所	所長		千葉県印旛農業事務所	所長
	千葉県企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	支所長		千葉県企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	支所長
第4号委員	千葉県警察 千葉県印西警察署	署長	第4号委員	千葉県警察 千葉県印西警察署	署長
第5号委員	白井市	副市長	第5号委員	白井市	副市長
	白井市教育委員会	教育長		白井市教育委員会	教育長
第6号委員	印西地区消防組合	消防長	第6号委員	印西地区消防組合	消防長
	白井市消防団	消防団長		白井市消防団	消防団長
第7号委員	NTT東日本株式会社 千葉事業部千葉西支店	支店長	第7号委員	東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	支社長		東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	支社長
	東京ガス株式会社千葉支社	副支社長		東京ガス株式会社千葉支社	副支社長
	京葉瓦斯株式会社供給企画部災害対策室	室長		京葉瓦斯株式会社供給企画部災害対策室	室長
	日本郵便株式会社白井郵便局	局長		日本郵便株式会社白井郵便局	局長
	北総鉄道株式会社	新鎌ヶ谷駅務区長		北総鉄道株式会社	新鎌ヶ谷駅務区長
第8号委員	印旛市郡医師会	代表	第8号委員	印旛市郡医師会	代表
	印旛郡市歯科医師会	代表		印旛郡市歯科医師会	代表
	白井市社会福祉協議会	会長		白井市社会福祉協議会	会長
	白井市自治連合会	副会長		白井市自治連合会	副会長
	白井自治会防災会	会長		白井自治会防災会	会長
	笹塚3丁目自治会防災会	代表		笹塚3丁目自治会防災会	代表
	白井市赤十字奉仕団	委員長		白井市赤十字奉仕団	委員長
	特定非営利活動法人首都圏防災士連絡会	理事		特定非営利活動法人首都圏防災士連絡会	理事
第9号委員	西印旛農業協同組合	代表理事組合長	第9号委員	西印旛農業協同組合	代表理事組合長
	白井市商工会	主幹		白井市商工会	主幹

災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

(千葉県災害救助法施行細則、令和7年3月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり <u>350</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが出来る。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり <u>350</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり <u>6,883,000</u> 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>6,883,000</u> 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

(千葉県災害救助法施行細則、令和5年12月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり <u>340</u> 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが出来る。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>6,775,000</u> 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,330円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	区分			6人以上1人増すごとに加算				
					1人世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
					全壊全焼流失	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>
						冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>
	半壊半焼	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>				
	床上浸水	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上								
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり <u>51,500円</u> 以内	災害発生の日から10日以内									
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならないことが困難である程	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり準半壊以外 <u>71,7,000円</u> 以内準半壊 <u>348,000円</u> 以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,230円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること	区分			6人以上1人増すごとに加算				
					1人世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
					全壊全焼流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
						冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>
	半壊半焼	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>				
	床上浸水	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上								
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり <u>50,000円</u> 以内	災害発生の日から10日以内									
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならないことが困難である程	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり準半壊以外 <u>70,6,000円</u> 以内準半壊 <u>343,000円</u> 以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)									

	度に住 家が半壊(焼)した者								
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,200 円</u> 中学校生徒 <u>5,500 円</u> 高等学校等生徒 <u>6,000 円</u>	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,800 円</u> 中学校生徒 <u>5,100 円</u> 高等学校等生徒 <u>5,600 円</u>	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) <u>226,100円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>180,800円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) <u>219,100円</u> 以内 小人(12歳未満) <u>175,200円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり <u>3,600円</u> 以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,700円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり <u>3,500円</u> 以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,500円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>140,000円</u> 以内	災害発生の日から10日以内		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>138,700円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む	救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む
-------	--	--	-------------------------------------	-------------------------	-------	--	--	-------------------------------------	-------------------------

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 <u>24,900円</u> 以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,700円</u> 以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 <u>13,400円</u> 以内		

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 <u>24,700円</u> 以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,300円</u> 以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 <u>13,300円</u> 以内		

		土木技術者、建築技術者 <u>14,000円</u> 以内 大工 <u>27,800円</u> 以内 左官 <u>29,300円</u> 以内 とび職 <u>30,500円</u> 以内		
--	--	--	--	--

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料-9

土砂災害警戒区域等

(千葉県県土整備部、令和7年6月)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号	備考
1	神々廻	神々廻1	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
2	<u>神々廻</u>	<u>神々廻3</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
3	<u>清戸</u>	<u>清戸</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
4	<u>清戸</u>	<u>清戸1</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16 <u>R4.8.30</u>	千第544号 千第397号	千第545号 千第398号	
5	<u>清戸</u>	<u>清戸5</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
6	<u>谷田</u>	<u>谷田</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
7	<u>谷田</u>	<u>谷田2</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
8	<u>復</u>	<u>富ヶ沢</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
9	<u>復</u>	<u>富ヶ谷</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
10	<u>平塚</u>	<u>平塚</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千第544号	千第545号	
11	<u>平塚</u>	<u>平塚2</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16 <u>R5.11.24</u>	千第544号 千第454号	千第545号 千第455号	
12	平塚	平塚3	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
13	平塚	平塚4	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	なし	
14	平塚	平塚5	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
15	平塚	平塚6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
16	平塚	平塚7	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	なし	
17	平塚	平塚8	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
18	平塚	平塚9	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
19	平塚	平塚10	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
20	神々廻	神々廻2	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
21	神々廻	神々廻5	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
22	神々廻	神々廻6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	

		土木技術者、建築技術者 <u>13,900円</u> 以内 大工 <u>24,800円</u> 以内 左官 <u>26,900円</u> 以内 とび職 <u>27,300円</u> 以内		
--	--	--	--	--

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料-9

土砂災害危険箇所・区域

(千葉県県土整備部、令和2年10月)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号	備考
1	神々廻	神々廻1	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
2	<u>清戸</u>	<u>清戸</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
3	<u>谷田</u>	<u>谷田</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
4	<u>復</u>	<u>富ヶ沢</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
5	<u>平塚</u>	<u>平塚</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
6	<u>復</u>	<u>富ヶ谷</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
7	<u>清戸</u>	<u>清戸1</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
8	<u>平塚</u>	<u>平塚2</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
9	<u>谷田</u>	<u>谷田2</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
10	<u>神々廻</u>	<u>神々廻3</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
11	<u>清戸</u>	<u>清戸5</u>	急傾斜地の崩壊	H22.7.16	千葉544号	千葉545号	
12	平塚	平塚3	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
13	平塚	平塚4	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	なし	
14	平塚	平塚5	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
15	平塚	平塚6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
16	平塚	平塚7	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	なし	
17	平塚	平塚8	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
18	平塚	平塚9	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
19	平塚	平塚10	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
20	神々廻	神々廻2	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
21	神々廻	神々廻5	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
22	神々廻	神々廻6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
23	白井・復	白井1	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
24	清戸	清戸3	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	

23	白井・復	白井1	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
24	清戸	清戸3	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
25	清戸	清戸4	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
26	清戸	清戸6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
27	清戸	清戸7	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
28	復	復2	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千第235号	千第239号	
29	<u>清戸</u>	<u>清戸8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
30	<u>南山2丁目、復</u>	<u>南山1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>なし</u>	
31	<u>復</u>	<u>復4</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
32	<u>復</u>	<u>復5</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
33	<u>平塚</u>	<u>平塚1 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
34	<u>平塚</u>	<u>平塚1 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
35	<u>平塚</u>	<u>平塚1 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
36	<u>平塚</u>	<u>平塚1 4</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
37	<u>平塚</u>	<u>平塚1 5</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	
38	<u>名内</u>	<u>名内1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>なし</u>	
39	<u>名内</u>	<u>名内2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>R7.6.10</u>	<u>千第345号</u>	<u>千第347号</u>	

25	清戸	清戸4	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
26	清戸	清戸6	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
27	清戸	清戸7	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	
28	復	復2	急傾斜地の崩壊	H27.3.17	千葉235号	千葉239号	

資料-10

主な防災関係機関一覧

(危機管理課、令和7年7月)

1. 千葉県

機関名	担当部局	電話番号
千葉県庁	防災対策課	043-223-2175
印旛地域振興事務所	地域防災課	043-483-1122
<u>千葉県印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>	総務課	043-483-1133
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421
企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課	0476-46-3514
手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7197-3349

3. 指定公共機関

機関名	担当部局	電話番号
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-0597
<u>NTT 東日本(株)</u> 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033
東京ガス(株)	千葉支社	043-243-8444
日本通運(株) 千葉支店	総務課	043-307-3754
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0055

防災行政無線の状況

(危機管理課、令和8年1月1日)

(1) 防災行政無線固定系設置場所

種別	設置場所	設置所在地
親局（主制御装置）	白井市役所	白井市復1123番地
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部	印西市牧の原二丁目3番地

(2) 防災行政無線屋外拡声子局（81局）

番号	子局名称	番号	子局名称
1	谷田1	45	白井1
2	谷田2	46	下長殿
3	清戸1	47	白井3
4	清戸2	48	法目
5	桜台1	49	白井木戸1
6	桜台2	50	白井木戸4
7	桜台3	51	白井木戸3
8	十余一1	52	富ヶ沢
9	十余一2	53	復四町会

資料-10

主な防災関係機関一覧

(危機管理課、令和4年12月)

1. 千葉県

機関名	担当部局	電話番号
千葉県庁	防災対策課	043-223-2175
印旛地域振興事務所	地域防災課	043-483-1122
<u>印旛健康福祉センター</u>	総務課	043-483-1133
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421
企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課	0476-46-3514
手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7197-3349

3. 指定公共機関

機関名	担当部局	電話番号
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-0597
<u>東日本電信電話(株)</u> 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033
東京ガス(株)	千葉支社	043-243-8444
日本通運(株) 千葉支店	総務課	043-307-3754
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0055

防災行政無線の状況

(危機管理課、令和2年4月1日)

(1) 防災行政無線固定系設置場所

種別	設置場所	設置所在地
親局（主制御装置）	白井市役所	白井市復1123番地
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部	印西市牧の原二丁目3番地

(2) 防災行政無線屋外拡声子局（81局）

番号	子局名称	番号	子局名称
1	谷田1	40	中木戸2
2	谷田2	41	木1
3	清戸1	42	木2
4	清戸2	43	七次1
5	桜台1	44	白井2
6	桜台2	45	白井1
7	桜台3	46	下長殿
8	十余一1	47	白井3
9	十余一2	48	法目

10	十余一3	54	白井木戸2
11	神々廻2	55	富士4
12	神々廻3	56	-
13	神々廻4	57	富士1
14	神々廻1	58	富士3
15	平塚東1	59	富士2
16	平塚東2	60	大松
17	平塚西	61	けやき台
18	今井2	62	大山口2
19	名内1	63	大山口1
20	今井1	64	大山口3
21	名内2	65	清水口2
22	工業団地1	66	清水口1
23	工業団地2	67	清水口3
24	工業団地3	68	七次台1
25	-	69	七次台2
26	工業団地7	70	南山2
27	河原子	71	南山1
28	小名内	72	堀込
29	工業団地6	73	池の上1
30	中3	74	池の上2
31	-	75	白井駅前センター
32	中1	76	富士センター
33	中2	77	西白井消防署
34	富塚1	78	二部山公園
35	富塚2	79	富塚公園
36	折立	80	北の内公園
37	富塚3	81	白井市役所
38	富塚4	82	堀込2
39	中木戸1	83	宮向井第一公園
40	中木戸2	84	七次台3
41	木1	85	清水頭公園
42	木2	86	南園第十二公園
43	七次1	87	笹塚公園
44	白井2		

削除

10	十余一3	49	白井木戸1
11	神々廻2	50	白井木戸4
12	神々廻3	51	白井木戸3
13	神々廻4	52	富ヶ沢
14	神々廻1	53	復四町会
15	平塚東1	54	白井木戸2
16	平塚東2	55	富士4
17	平塚西	57	富士1
18	今井2	58	富士3
19	名内1	59	富士2
20	今井1	60	大松
21	名内2	61	けやき台
22	工業団地1	62	大山口2
23	工業団地2	63	大山口1
24	工業団地3	64	大山口3
25	-	65	清水口2
26	工業団地7	66	清水口1
27	河原子	67	清水口3
28	小名内	68	七次台1
29	工業団地6	69	七次台2
30	中3	70	南山2
31	工業団地5	71	南山1
32	中1	72	堀込
33	中2	73	池の上1
34	富塚1	74	池の上2
35	富塚2	75	白井駅前センター
36	折立	56、76	富士センター
37	富塚3	77	西白井消防署
38	富塚4	78	二部山公園
39	中木戸1	79	富塚公園
80	北の内公園	82	堀込2
81	白井市役所	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

(3) 市防災行政無線移動系配置場所一覧

種 別	呼出名称	配置場所（課名）及び管理者
基地局（5ワット）	ぼうさいしろい	防災無線室
子機	ぼうさいしろい	危機管理課
	ぼうさいしろい	防災対策室
	ぼうさいしろい	産業振興課
	ぼうさいしろい	道路課
	ぼうさいしろい	上下水道課
陸上移動局	しろい 1	危機管理課 消防団指揮車
車載（5ワット）	しろい 2	公共施設マネジメント課 19号車（広報車）

陸上移動局 携帯（5ワット）	しろい 3	道路課 ADバン
	しろい 4	上下水道課 維持管理車
	しろい 5	公共施設マネジメント課 20号車（広報車）
	しろい 51	危機管理課
	しろい 52	危機管理課
	しろい 53	危機管理課
	しろい 54	危機管理課
	しろい 55	危機管理課
	しろい 56	危機管理課
	しろい 57	危機管理課
しろい 58	危機管理課	
しろい 59	危機管理課	
しろい 60	危機管理課	

資料-24

気象警報・注意報の発表基準

(銚子地方气象台、令和5年6月8日)

白井市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	123
	洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域 = <u>5.7</u>
			指定河川洪水予報 よる基準	利根川中流部[取手・押付]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	89
	洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域 = <u>4.6</u>
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	

資料-24

気象警報・注意報の発表基準

(銚子地方气象台、令和7年5月29日)

白井市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	123
	洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域 = <u>6.5</u>
			指定河川洪水予報 よる基準	利根川中流部[取手・押付]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	89
	洪水		流域雨量指数基準	神崎川流域 = <u>5.2</u>
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
濃霧		視程	100m	

	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%					
	低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下					
	霜	晩霜期に最低気温4℃以下					
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合					
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	